

業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧
<p>設計業務共通仕様書 第 1 編 共通編 第 1 章 総則 第 1102 条 用語の定義 33. 「書面」とは、手書き、印刷の伝達物をいい、発行年月日を記録し、<u>文書の真正性が確認されたもの</u>を有効とする。 (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。 (2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>第 1108 条 照査技術者及び照査の実施 2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。 (6) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において管理技術者に提出するものとする。</p> <p>第 1126 条 受注者の賠償責任 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書第 26 条に規定する一般的損害、契約書第 27 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2) 契約書第 38 条に規定する<u>契約不適合責任</u>に係る損害 (3) 受注者の責により損害が生じた場合</p>	<p>設計業務共通仕様書 第 1 編 共通編 第 1 章 総則 第 1102 条 用語の定義 33. 「書面」とは、手書き、印刷<u>等</u>の伝達物をいい、発行年月日を記録し、<u>署名又は捺印したもの</u>を有効とする。 (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。 (2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>第 1108 条 照査技術者及び照査の実施 2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。 (6) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において<u>署名捺印のうえ</u>管理技術者に提出するものとする。</p> <p>第 1126 条 受注者の賠償責任 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書第 26 条に規定する一般的損害、契約書第 27 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2) 契約書第 38 条に規定する<u>瑕疵責任</u>に係る損害 (3) 受注者の責により損害が生じた場合</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧
<p>測量業務共通仕様書 第 1 章 総則 第 102 条 用語の定義</p> <p>33. 「書面」とは、手書き、印刷の伝達物をいい、発行年月日を記録し、<u>文書の真正性が確認されたもの</u>を有効とする。</p> <p>(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。</p> <p>(2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>第 110 条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</p> <p>(6) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において管理技術者に提出するものとする。</p> <p>第 127 条 受注者の賠償責任</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第 26 条に規定する一般的損害、契約書第 27 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 契約書第 38 条に規定する<u>契約不適合責任</u>に係る損害</p> <p>(3) 受注者の責により損害が生じた場合</p>	<p>測量業務共通仕様書 第 1 章 総則 第 102 条 用語の定義</p> <p>33. 「書面」とは、手書き、印刷<u>等</u>の伝達物をいい、発行年月日を記録し、<u>署名又は捺印したもの</u>を有効とする。</p> <p>(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。</p> <p>(2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>第 110 条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</p> <p>(6) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において<u>署名捺印のうえ</u>管理技術者に提出するものとする。</p> <p>第 127 条 受注者の賠償責任</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第 26 条に規定する一般的損害、契約書第 27 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 契約書第 38 条に規定する<u>瑕疵責任</u>に係る損害</p> <p>(3) 受注者の責により損害が生じた場合</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧
<p>地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第102条 用語の定義</p> <p>33. 「書面」とは、手書き、印刷の伝達物をいい、発行年月日を記録し、<u>文書の真正性が確認されたもの</u>を有効とする。</p> <p>(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。</p> <p>(2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>第109条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</p> <p>(6) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において管理技術者に提出するものとする。</p> <p>第128条 受注者の賠償責任</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 契約書第38条に規定する<u>契約不適合責任</u>に係る損害</p> <p>(3) 受注者の責により損害が生じた場合</p>	<p>地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第102条 用語の定義</p> <p>33. 「書面」とは、手書き、印刷<u>等</u>の伝達物をいい、発行年月日を記録し、<u>署名又は捺印したもの</u>を有効とする。</p> <p>(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。</p> <p>(2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>第109条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</p> <p>(6) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において<u>署名捺印のうえ</u>管理技術者に提出するものとする。</p> <p>第128条 受注者の賠償責任</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 契約書第38条に規定する<u>瑕疵責任</u>に係る損害</p> <p>(3) 受注者の責により損害が生じた場合</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧
<p>発注者支援業務共通仕様書 第1編 総則 第1002条 用語の定義 32. 「書面」とは、手書き、印刷の伝達物をいい、発行年月日を記録し、<u>文書の真正性が確認されたもの</u>を有効とする。 1) 緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。 2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>第1026条 受注者の賠償責任 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 一 契約書第22条に規定する一般的損害、契約書第23条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合 二 契約書第32条に規定する<u>契約不適合責任</u>に係る損害 三 受注者の責により損害が生じた場合</p> <p>用地調査等共通仕様書 第1章 総則 第5条 管理技術者 4. 管理技術者は、第3章から第16章に定める業務がすべて完了したときは、各成果品について十分な検証（受注者が業務の成果品の<u>契約不適合</u>を防止するため、当該成果品を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果品が完成しているかについて点検及び修正することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。</p> <p>第6条 照査技術者</p>	<p>発注者支援業務共通仕様書 第1編 総則 第1002条 用語の定義 32. 「書面」とは、手書き、印刷<u>等</u>の伝達物をいい、発行年月日を記録し、<u>署名又は捺印したもの</u>を有効とする。 1) 緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。 2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>第1026条 受注者の賠償責任 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 一 契約書第22条に規定する一般的損害、契約書第23条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合 二 契約書第32条に規定する<u>瑕疵責任</u>に係る損害 三 受注者の責により損害が生じた場合</p> <p>用地調査等業務共通仕様書 第1章 総則 第5条 管理技術者 4. 管理技術者は、第3章から第16章に定める業務がすべて完了したときは、各成果品について十分な検証（受注者が業務の成果品の<u>瑕疵</u>を防止するため、当該成果品を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果品が完成しているかについて点検及び修正することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。</p> <p>第6条 照査技術者</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧
<p>5. 照査技術者は、照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において管理技術者に提出するものとする。</p> <p>第4章 用地総則 第61条 用地実測図等の作成 受注者は、用地実測図等の作成に当たっては、関係規程の定めるところによるほか、次の各号の方法により行うものとする。なお、表示記号等は、監督職員の指示によるものとする。</p> <p>一 用地実測図原図は、境界・現況測量より得られた成果に基づき、次の事項から監督職員が指示する事項を記入する。</p> <p>(1) 土地の測量に従事した者 (2) 道路名、水路名 (3) 建物及び工作物</p> <p>第16章 総則 第148条 検証 受注者は、受注に係る業務がすべて完了したときは、各成果品について十分な検証（受注者が受注に係る業務の成果品のかしを防止するため、当該成果品を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果品が完成しているかどうかを点検及び修補することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。この場合において、成果品の検証を行った者は、第24条第1項に定める成果品のうち地図の転写図等は、各葉ごとに、その他については、表紙の裏面に検証を行った者の資格及び氏名を記載するものとする。</p> <p>工損調査共通仕様書 第1章 総則 第5条 管理技術者</p>	<p>5. 照査技術者は、照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において<u>署名押印の上</u>、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>第4章 用地総則 第61条 用地実測図等の作成 受注者は、用地実測図等の作成に当たっては、関係規程の定めるところによるほか、次の各号の方法により行うものとする。なお、表示記号等は、監督職員の指示によるものとする。</p> <p>一 用地実測図原図は、境界・現況測量より得られた成果に基づき、次の事項から監督職員が指示する事項を記入する。</p> <p>(1) 土地の測量に従事した者<u>の記名押印</u> (2) 道路名、水路名 (3) 建物及び工作物</p> <p>第16章 総則 第148条 検証 受注者は、受注に係る業務がすべて完了したときは、各成果品について十分な検証（受注者が受注に係る業務の成果品のかしを防止するため、当該成果品を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果品が完成しているかどうかを点検及び修補することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。この場合において、成果品の検証を行った者は、第24条第1項に定める成果品のうち地図の転写図等は、各葉ごとに、その他については、表紙の裏面に検証を行った者の資格及び氏名を記載<u>し押印</u>するものとする。</p> <p>工損調査共通仕様書 第1章 総則 第5条 管理技術者</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧
<p>4 管理技術者は、第3章から第4章に定める業務がすべて完了したときは、各成果品について十分な検証（受注者が業務の成果品の<u>契約不適合</u>を防止するため、当該成果品を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果品が完成しているかについて点検及び修正することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。</p> <p>第6条 照査技術者</p> <p>5 照査技術者は、照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において管理技術者に提出するものとする。</p>	<p>4 管理技術者は、第3章から第4章に定める業務がすべて完了したときは、各成果品について十分な検証（受注者が業務の成果品の<u>瑕疵</u>を防止するため、当該成果品を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果品が完成しているかについて点検及び修正することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。</p> <p>第6条 照査技術者</p> <p>5 照査技術者は、照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において<u>署名押印の上</u>、管理技術者に提出するものとする</p>